

「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励（教員用）」について

「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」（令和4年法律第40号）により、教育委員会による教師の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みが、令和5年4月1日から施行されました。

教員は、自らの研修ニーズや、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割等を、育成指標を踏まえながら考え、管理職と相談しながら主体的に受講する研修を選択することをねらいとしています。

(1) 事前準備

- ・「とくしま教員育成指標」における自らのキャリアステージから判断される強みや弱みなどの把握
- ・過去の研修履歴の確認
- ・「とくしま教職員研修」（研修講座一覧）等から受講する研修の検討等



(2) 期首面談（目標設定）等

- ・校務分掌等の学校内における役割、今後担いたい職務上の役割等に基づく目標設定
- ・研修計画について管理職との対話



(3) 研修の受講

- ・「校長が認める研修等（注）」の「受講履歴一覧シート」への記録



(4) 期末面談（最終面談）等

- ・学びの成果や今後の課題の振り返りを行い、次年度以降の職能開発の目標設定
- ・研修計画の検討

- (注) ○職務として受講する市町村教育委員会等が実施する研修等
○学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等
○教員が自主的に参加する研修等及び職専免研修

※なお、徳島県教育委員会主催の研修・徳島県教育委員会を通じて申し込む研修等は自動入力されますので記入の必要はありません。

※詳細については、徳島県教育委員会教職員課のホームページで確認してください。